

匿名加工情報の作成及び第三者提供について

☐作成及び第三者提供する匿名加工情報について

D P C制度の導入の影響評価及び今後のD P C制度の見直しを図る目的で、厚生労働省が収集し管理する情報となるデータ（D P Cデータ）を作成しております。また、審査支払機関への請求のため、保険診療に係る費用について診療報酬明細書（レセプト）を作成しております。D P Cデータは、診療録からの情報及び診療報酬明細書からの情報、レセプトデータは、医療機関情報・保険者情報・診療行為情報・医薬品情報・特定器材情報等から構成されており、これらの情報を利活用することで、医療の質の向上及び病院経営の改善に役立てる事が可能となるため、匿名加工後のデータを第三者へ提供しております。第三者提供するこれらのデータは氏名、住所、電話番号は含みません。なお、地域傾向や受診年齢層等を分析する必要があるため、郵便番号（上位3桁のみ、又は市町村コード）、生年月日（入院時年齢などへ変換を行い、90歳以上は90歳に一括り）、各種保険証に関する情報については保険者番号（※健康保険事業の各運営主体を指す番号）のみを含みます。

当院は上述のとおり、診療情報から匿名加工情報を作成（毎月継続）し、第三者に提供しております。

☐匿名加工情報の提供の方法

データを暗号化後、提供先が運用管理するサーバへのアップロードまたは、外部記録媒体を郵送する方法で提供します。

☐匿名加工情報の安全管理

作成した匿名加工情報は、担当職員以外のアクセスを禁止し、利用目的を制限するなど、適切に管理しています。

☐匿名加工情報に関する問い合わせ窓口

当院における匿名加工情報の作成及び第三者提供等についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。